



【商標制度の概要】

商標とは、
事業者が自己の取り扱う商品・サービスを
他人の商品・サービスと区別するために、
その商品・サービスについて使用するマーク（標識）です。

1

商 標



- 事業者が
自己の取り扱う商品・サービスを他人の商品・サービスと区別するために、
その商品・サービスについて使用するマーク（標識）

- 文字、図形、記号、立体的形状など色々なタイプ

文字商標

WALKMAN
アリナミン

図形商標



記号商標



立体商標



結合商標



【結合商標】
異なる意味合いを持つ文字と文字、

図形と図形、図形・記号等と文字の
二つ以上を組み合わせた商標

2

商標権とは

- 商標権は、「**マーク**」と「そのマークを使用する**商品・サービス**」の**組合せ**で**一つの権利**となる。
- 商標登録出願の際には、「**商標登録を受けようとする商標**」とともに、その商標を使用する「**商品**」又は「**サービス**」を**指定**し、商標登録願に記載する。
- **商標法**では、**サービス**のことを「**役務**（えきむ）」という。
- 指定した商品を「**指定商品**」、指定した役務を「**指定役務**」。

この**指定商品・指定役務**によって、**権利の範囲が決まる**。

3

商標権

商標
とは

=

業者の商品やサービスに**使用**するマーク
他の商品やサービスとを**識別**するマーク

【何を登録するのか】

商標名 + **使用する商品・サービス名**（指定商品・指定役務）

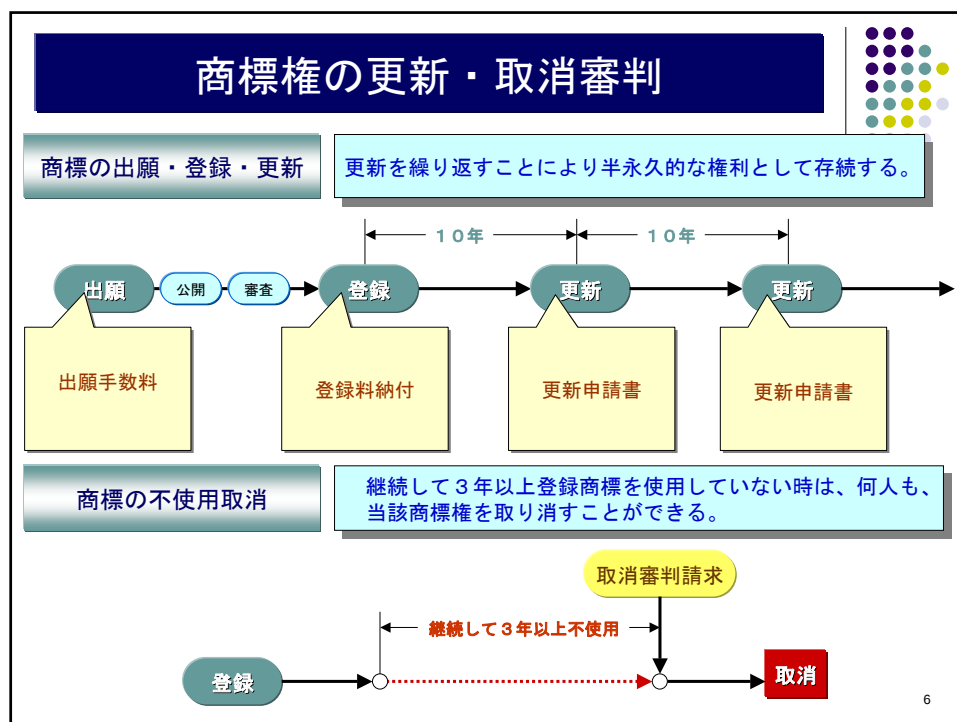
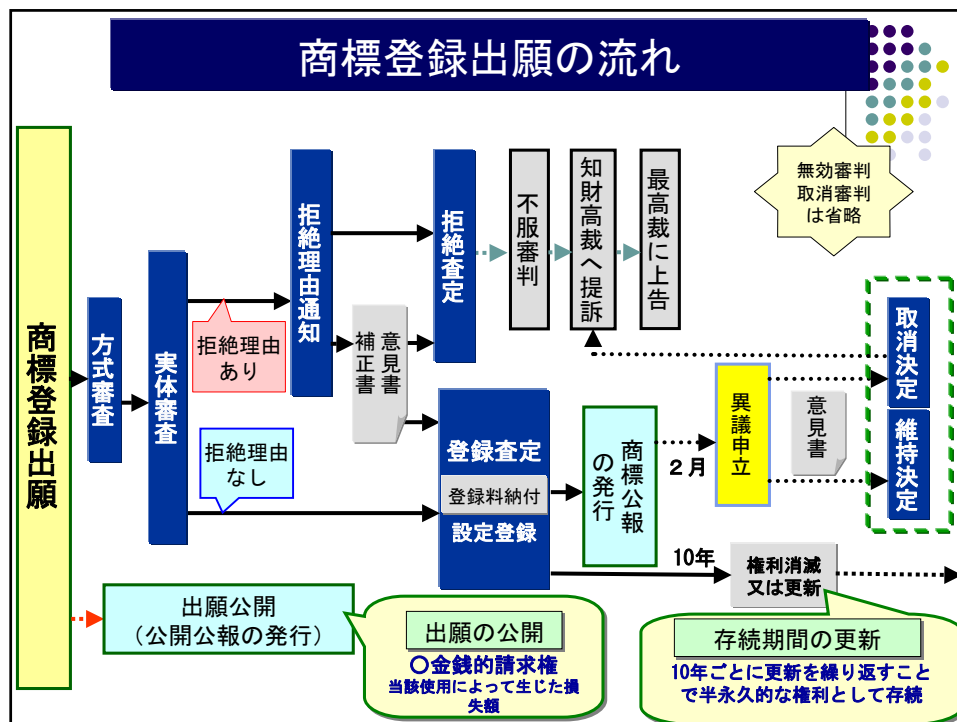
商標権は、指定商品・役務の範囲内で権利行使が可能

（商標、指定商品等の一方が非類似であれば、権利非侵害）

商標権の効力が及ぶ範囲		指定商品又は指定役務		
		同 一	類 似	非類似
登録商標	同 一	専用権	禁止権	×
	類 似	禁止権	禁止権	×
	非類似	×	×	×

×印には商標権の効力は及ばない

4



識別力のない商標（3条）

普通名称のみを表示する商標

商品「パーソナル
コンピュータ」について
パソコン

業界で慣用されている商標

役務「宿泊施設の提供」について
観光ホテル

単に産地等や品質等のみ
を表示する商標

商品「肉製品」について
炭焼き

ありふれた名字、名称のみを
表示する商標

佐藤商店

極めて簡単で、ありふれた
標章のみからなる商標

A B

何人かの業務に係る商品、
サービスが識別できない商標

平成

当該標章を使用した結果、
全国的に
有名になった
ものは、登録
可能

ニッポンハム

7

登録できない商標（4条）

公益性に反する商標



○国旗、菊花紋章等



○経済産業大臣が指定した
外国政府、国際機関等の
ロゴマーク



東京都交通局

○国、公共団体等を表示する
著名な標章



○公序良俗に違反する商標



指定商品「ビール」に
「〇〇ウイスキー」

COGNAC
(グレープ・ブランデー)

CHAMPGNE
(発泡性ぶどう酒)

○商品（役務）の品質の誤認
を生じるおそれのある商標

○ぶどう酒、蒸留酒の
産地を表示する商標

他人の商標等とまぎらわしい商標

○他人の登録商標と同一又は類似する商標
+（かつ）

○指定商品・役務と同一又は類似の商品
・役務に使用するもの

商標の類否判断（それぞれの要素を総合的に勘案）

称呼
(呼び方)

外観
(外形)

観念
(意味合い)
王とキング

(その他)

○他人の氏名（名称）、著名な芸名、略称
等を含む商標

○他人の業務に係る商品（役務）を表示する
ものとして需要者の間に広く認識されてい
る商標

○他人の業務に係る商品（役務）と混同を生
ずるおそれがある商標 等

商標登録出願の種類



商標登録出願

出願人の業務に係る商品又は役務に使用する商標を登録するための出願

団体商標登録出願

事業者を構成員に有する団体が、その構成員に使用をさせる商標を登録するための出願

朝日麦

地域団体商標登録出願 (18年4月から施行)

地域の名称及び商品又は役務の名称からなる商標であって、事業者を構成員に有する団体が、その構成員に使用をさせる商標を登録するための出願

防護標章登録出願

登録商標を使用した結果、著名なものとなったことによって、その登録商標を他人が分野の異なる商品、役務に使用した場合であっても、出所の混同を生じさせることもあることから、他人の当該登録商標の無断使用を排除させるための出願

HONDA

味の素